

資料8

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和8年 月 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

グルホシネート、フェナザキン、アラクロール、イソプロチオラン、フィプロニル、ベンゾビシクロン、ペントキサゾン

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和8年2月3日（火）～ 令和8年3月4日（水）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1件
- ・郵送 0件

(2) 提出意見の総数 1件

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>農薬のグルホシネート、フェナザキン、アラクロール、イソプロチオラン、フィプロニル、ベンゾビシクロン、ペントキサゾンの生産、使用、販売、輸出入する時に人の健康にどのような影響があるか農薬のグルホシネート、フェナザキン、アラクロール、イソプロチオラン、フィプロニル、ベンゾビシクロン、ペントキサゾンとその他の日本にあるものと農薬と化学物質を比較用実験動物のマウス、猿、他の平均寿命を超えるまで使用、暴露した場合としない場合と比較用実験動物のマウス、猿、他の過去最長の平均寿命の実験記録と実験結果を集めて調べて誰でもスーパーやコンビニ他で知ることができて、発がん性の他にも人の健康に悪影響があるか知ることができて、人の健康と環境等を守ってほしいので人の健康に悪影響がないことがわかるまで生産、使用、販売、輸出入を禁止してほしい。それから下水道の終末処理場から生じる汚泥、有機フッ素化合物と防カビ剤、殺菌剤、遺伝子を人為的に変えたもの、ゲノム編集や重イオンビーム照射して遺伝子をかえたもの、界面活性剤、合成洗剤、油や魚介類のエラ呼吸ができなくなったり、魚介類の健康を損ない漁獲量が減るものを日本に住む人に知ってもらうのと同時に川や海に流れ出ないように使用を禁止してより、人の健康に悪影響がないものを生産、使用、販売、輸出入できるようにしてほしいので、財源として累進課税の強化と不公平税制の是正して、今ある返済可能な予算の範囲と迷惑をかけない範囲で日本国内で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、1京8513兆円くらいまで原価ゼロ円でタクシー代他ゆりかごから墓場に入るまで国内外の人に迷惑かけないように優</p>	<p>農薬は、病害虫や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。</p> <p>なお、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定についての関連情報については、以下の環境省ホームページにおいて掲載しておりますので、こちらも参考にしてください。</p> <p>（農薬の登録基準に関する情報）</p> <p>https://www.env.go.jp/water/noyaku.html</p> <p>（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会）</p> <p>https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html</p>

	<p>先的に原価0円で自給自足できるものから自給自足してサービスに使える地域商品券を発行して支給したり、取りに来てもらったり選択できるようにしてほしい。</p>	
--	--	--